



埼玉県報

第 2 2 3 0 号
平成22年10月26日
火 曜 日

目 次

規則

- [学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [平成22年12月に支給する学校職員の期末手当の特例措置に関する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

訓令

- [技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)

告示

- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [指定猟法禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)

- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立3病院の自動免疫測定装置賃貸借及び自動免疫測定装置用検査試薬の調達に係る一般競争入札の公示\(経営管理課\)](#)
- [がんセンター自動細胞解析分取システム一式に係る一般競争入札の公示\(経営管理課\)](#)

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九の一大学卒の部 6 大学四卒の項学歴免許等の資格の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十
七号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	
	号給							
再任用教育 職員以外の 教育職員			円	円	円	円	円	
	1 から	4 まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	
	5 から	8 まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900	
	9 から	12 まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100	
	13 から	16 まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200	
	17 から	20 まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400	
	21 から	24 まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500	
	25 から	28 まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600	
	29 から	32 まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700	
	33 から	36 まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900	
	37 から	40 まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000	
	41 から	44 まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000	
	45 から	48 まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000	
	49 から	52 まで	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000	
	53 から	56 まで	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000	
	57 から	60 まで	3,500	4,300	6,000	6,600		
	61 から	64 まで	3,600	4,500	6,100	6,800		
	65 から	68 まで	3,700	4,800	6,300	6,900		
	69 から	72 まで	3,800	4,900	6,400	7,000		
	73 から	76 まで	3,900	5,100	6,500	7,100		
	77 から	80 まで	4,000	5,300	6,700	7,200		
	81 から	84 まで	4,100	5,400	6,800	7,300		
	85 から	88 まで	4,100	5,500	6,900	7,400		
	89 から	92 まで	4,200	5,600	6,900	7,500		
	93 から	96 まで	4,300	5,800	7,000	7,500		
	97 から	100 まで	4,400	5,900	7,200	7,600		
	101 から	104 まで	4,400	6,100	7,200	7,700		
	105 から	108 まで	4,500	6,200	7,200	7,700		
	109 から	112 まで	4,500	6,300	7,300	7,800		
	113 から	116 まで	4,600	6,400		7,900		
	117 から	120 まで	4,700	6,500		7,900		
	121 から	124 まで	4,700	6,600				
	125 から	128 まで	4,800	6,700				
	129 から	132 まで		6,800				
	133 から	136 まで		6,900				
	137 から	140 まで		6,900				
	141 から	144 まで		6,900				
	145 から	148 まで		7,000				
	149 から	152 まで		7,100				
	153 から	156 まで		7,200				
	157 から	160 まで		7,200				
		161			7,200			
	再任用教育職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給						
			円	円	円	円	円
	1 から	4 まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5 から	8 まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9 から	12 まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13 から	16 まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17 から	20 まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21 から	24 まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25 から	28 まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29 から	32 まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33 から	36 まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37 から	40 まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41 から	44 まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45 から	48 まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49 から	52 まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53 から	56 まで	3,400	4,800	5,800	7,000	8,000
	57 から	60 まで	3,500	4,900	6,000	7,100	8,000
	61 から	64 まで	3,600	5,100	6,100	7,200	8,000
	65 から	68 まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69 から	72 まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73 から	76 まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77 から	80 まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81 から	84 まで	4,100	5,800	6,800	7,600	
	85 から	88 まで	4,100	5,900	6,900	7,700	
	89 から	92 まで	4,200	6,100	6,900	7,700	
	93 から	96 まで	4,300	6,200	7,000	7,800	
	97 から	100 まで	4,400	6,300	7,200	7,900	
	101 から	104 まで	4,400	6,400	7,200	7,900	
	105 から	108 まで	4,500	6,500	7,200		
	109 から	112 まで	4,500	6,600	7,300		
	113 から	116 まで	4,600	6,700			
	117 から	120 まで	4,700	6,800			
	121 から	124 まで	4,700	6,900			
	125 から	128 まで	4,800	6,900			
	129 から	132 まで	4,900	6,900			
	133 から	136 まで	4,900	7,000			
	137 から	140 まで	4,900	7,100			
	141 から	144 まで	5,000	7,200			
	145 から	148 まで	5,100	7,200			
	149 から	152 まで	5,100	7,200			
	153		5,100				
再任用教育職員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

規 則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十二号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「一・五」を「一・二五」に改める。

別表調整基本額の欄中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十二年十一月一日から施行する。

規 則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十三号

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 切替日以降に平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第六十号）の施行の日（以下「施行日」という。）において減額改定対象外職員（平成十八年改正条例附則第七項に規定する減額改定対象外職員をいう。以下同じ。）以外の職員（任用の事情等を考慮して教育委員会が定める者を含む。）である者にあつては、当該各号に定める額に百分の九十九・七七）を「に百分の九十九・五三」に、「額）」を「額）」に改め、「もの」の下に「（前条第七号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第一号中「（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、同条第二項中「（施行日において減額改定対象外職員以外の職員（任用の事情等を考慮して教育委員会が定める者を含む。）である者にあつては、当該教育委員会の定める額に百分の九十九・七七）」を「に百分の九十九・五三」に、「額）」を「額）」に改める。

第五条第一項中「（施行日において減額改定対象外職員以外の職員（任用の事情等を考慮して教育委員会が定める者を含む。）である者にあつては、当該給料月額

に相当する額又は当該教育委員会の定める額に百分の九十九・七七」を「に百分の九十九・五三」に、「額）」を「額）」に改め、「なるもの」の下に「（第三条第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

規 則

平成二十二年十二月に支給する学校職員の期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十四号

平成二十二年十二月に支給する学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十七号。以下「改正条例」という。)に基づき、平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整対象職員となった者の改正条例附則第四項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第二条 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。))第十二条の二第一項後段又は第十三条の規定において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「職員条例」という。))第二十一条第六項の規定の適用を受ける学校職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が学校職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

二 公庫等の役職員(職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号))第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員をいう。)

三 国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号))第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)又は他の地方公共団体の職

員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十

二号。第三条第一項第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第十

三条第一号に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定める日は、平成二十二年四月

二日（同日から基準日までの期間において新たに学校職員となった日（当該期間において、学校職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き学校職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における調整対象職員（改正条例附則第四項第一号に規定する調整対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある学校職員の改正条例附則第四項第一号の月数の算定）

第三条 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 学校職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、学校職員が人事交流等により引き続き前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き学校職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の学校職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第一号に掲げる者（以下この号及び第五条において「条例の適用を受けない県費支弁の職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに学校職員となった場合における新たに学校職員となった月の初日から新たに学校職員となった日の前日までの期間のうち条例の適用を受けない県費支弁の職員等として勤務した期間（以下この条において「職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、非常勤職員期間（職員条例第二十条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律

第一百十号。以下この号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、「育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）」、「派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）」、「公益的法人等派遣期間（公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）」、「自治法派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）」若しくは大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）」又は職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）」又は職員等期間におけるこれに相当する期間

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十二条若しくは学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十二条第二項の規定により給与を減額された期間又は職員等期間におけるこれらに相当する期間

五 条例第十一条の規定において準用する職員条例第十三条第一項の規定により給与を減額された期間又は職員等期間におけるこれに相当する期間

六 調整対象職員以外の学校職員であった期間又は職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正条例附則第四項第一号の教育委員会規則で定める月数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第四項第一号に規定する合計額に百分の〇・一六を乗じて得た額（第六条において「附則第四項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（改正条例附則第四項第二号に掲げる額を調整額に含めない学校職員）

第四条 改正条例附則第四項第二号の教育委員会規則で定める者は、平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した学校職員（当該期間の全期間が学校職員として在職した期間又は人事交流等により第二条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の学校職員とする。

（条例の適用を受けない県費支弁の職員等であった者から引き続き新たに学校職員となった者についての特例）

第五条 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める者は、条例の適用を受けない県費支弁の職員等とする。

2 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに学校職員となった者とする。

3 改正条例附則第五項の教育委員会規則で定める額は、学校職員が職員等（同項に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。）であった期間について、当該職員等に係る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第四項各号の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに学校職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第六条 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

埼玉県立蓮田松韻高等学校	埼玉県立岩槻高等学校			埼玉県立朝霞高等学校		埼玉県立草加高等学校		埼玉県立蕨高等学校		埼玉県立小鹿野高等学校		埼玉県立大宮高等学校		埼玉県立秩父高等学校		埼玉県立小川高等学校		埼玉県立久喜高等学校		埼玉県立越ヶ谷高等学校		埼玉県立飯能高等学校		埼玉県立児玉高等学校		埼玉県立本庄高等学校		埼玉県立不動岡高等学校		埼玉県立浦和西高等学校		埼玉県立常盤高等学校		埼玉県立誠和福祉高等学校						
全日制	全日制			定時制	全日制	定時制	全日制	全日制		全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	定時制	全日制	専攻科	全日制	全日制							
普通科	化科	国際文	普通科	普通科	普通科	普通科	外国語科	普通科	総合学	理数科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	外国語科	普通科	普通科	専攻科	看護専	看護科	福祉科	総合学				
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	女	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共				
	四〇	二八〇	八〇	一、〇〇〇				四〇	三二〇	二四〇	四〇	二八〇	八〇	一、〇〇〇				四〇	二四〇	四〇	二四〇	三二〇	一、〇八〇				三六〇	八〇	八〇	八〇	二四〇	三六〇	八〇	三六〇	二四〇					
	四〇	二八〇	八〇	一、〇〇〇				四〇	三二〇	二四〇	四〇	二八〇	八〇	一、〇〇〇				四〇	二四〇	四〇	二四〇	三二〇	一、〇八〇				三六〇	八〇	八〇	八〇	二四〇	三六〇	八〇	三六〇	二四〇					
一六〇	四〇	二八〇	八〇	一、〇〇〇				四〇	三二〇	二四〇	四〇	二八〇	八〇	一、〇〇〇				四〇	二四〇	四〇	二四〇	三二〇	一、〇八〇				三六〇	八〇	八〇	八〇	二四〇	三六〇	八〇	三六〇	二四〇					
			八〇	一、〇〇〇				四〇				四〇	八〇	一、〇〇〇				四〇		四〇		四〇		一、〇八〇																
一六〇	一二〇	八四〇	三二〇	一、〇〇〇				一六〇	九六〇	一二〇	九六〇	七二〇	一六〇	七二〇	一六〇	八四〇	三二〇	一、〇〇〇				一六〇	七二〇	一二〇	六四〇	一六〇	九六〇	一、〇八〇		九六〇	一二〇	九六〇	一二〇	九六〇	一二〇	九六〇	一二〇	九六〇	一二〇	九六〇

埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学	共	八四〇
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	五六〇
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	七二〇
埼玉県立草加南高等学校	全日制	科 外国語	共	一二〇
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	六四〇
埼玉県立熊谷西高等学校	全日制	理数科	共	一二〇
埼玉県立川越南高等学校	全日制	普通科	共	八四〇
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	一〇八〇
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	科 外国語 普通科	共 共	七二〇 九六〇
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	共	四八〇
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	二〇〇
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	七二〇
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	四八〇
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	八八〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共	七二〇
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	一〇〇〇
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	六〇〇
埼玉県立福岡高等学校	全日制	普通科	共	三三〇
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	六〇〇
埼玉県立越生高等学校	全日制	美術科 普通科	共 共	一二〇 三六〇
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共	六〇〇
埼玉県立桶川高等学校	全日制	普通科	共	九六〇
埼玉県立吉川高等学校	定時制 全日制	普通科	共 共	一六〇 六〇〇
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	科 外国語 普通科	共 共	一二〇 九六〇
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	理数科 普通科	共 共	一二〇 九六〇
				四八〇

埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制		普通科	共	二〇〇	二〇〇	二〇〇		六〇〇
埼玉県立松伏高等学校	全日制		音楽科	共	四〇	四〇		一二〇	
埼玉県立幸手高等学校	全日制		普通科	共	二〇〇	一六〇		六〇〇	
埼玉県立庄和高等学校	全日制		普通科	共	二〇〇	二四〇		三二〇	
埼玉県立三郷北高等学校	全日制		普通科	共	二四〇	二八〇		六四〇	
埼玉県立草加東高等学校	全日制		普通科	共	二八〇	三二〇		七八〇	
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制		普通科	共	三二〇	三二〇		九六〇	
埼玉県立桶川西高等学校	全日制		普通科	共	二〇〇	二〇〇		六〇〇	
埼玉県立南稜高等学校	全日制		外国語科	共	四〇	四〇		一二〇	
	全日制		普通科	共	二八〇	二八〇		八八〇	
	全日制		体育科	共	八〇	八〇		二四〇	
埼玉県立大宮東高等学校	全日制		普通科	共	二四〇	二四〇		七二〇	
埼玉県立越谷西高等学校	全日制		普通科	共	三二〇	三二〇		九六〇	
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制		普通科	共	一六〇	一六〇		四八〇	
埼玉県立妻沼高等学校	全日制		普通科	共	一六〇	一六〇		四八〇	
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制		普通科	共	三二〇	三二〇		九六〇	
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制		普通科	共	三二〇	三二〇		九六〇	
埼玉県立鷺宮高等学校	全日制		普通科	共	二八〇	三二〇		八八〇	
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制		普通科	共	二八〇	三二〇		八八〇	
	全日制		体育科	共	八〇	八〇		二四〇	
	全日制		普通科	共	一六〇	一六〇		四八〇	
埼玉県立入間高等学校	全日制		普通科	共		一六〇		三二〇	
埼玉県立飯能南高等学校	全日制		普通科	共	二八〇	二四〇		七六〇	
埼玉県立浦和北高等学校	全日制		普通科	共		二四〇		七六〇	
埼玉県立川口東高等学校	全日制		普通科	共	二八〇	三二〇		八八〇	
埼玉県立杉戸高等学校	全日制		普通科	共	三二〇	三二〇		九六〇	
埼玉県立白岡高等学校	全日制		普通科	共	二四〇	二八〇		七六〇	
	全日制		人文科	共	四〇	四〇		一六〇	
	全日制		普通科	共	三二〇	三二〇		九二〇	
埼玉県立春日部東高等学校	全日制		普通科	共		一六〇		三二〇	
埼玉県立本庄北高等学校	全日制		普通科	共				三二〇	
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制		普通科	共				七二〇	
埼玉県立上尾南高等学校	全日制		普通科	共	二八〇	三二〇		八八〇	
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制		普通科	共	二四〇	二八〇		八〇〇	

埼玉県立浦和工業高等学校				埼玉県立川口工業高等学校				埼玉県立川越工業高等学校				埼玉県立芸術総合高等学校				埼玉県立伊奈学園総合高等学校	埼玉県立川口青陵高等学校	埼玉県立草加西高等学校	埼玉県立入間向陽高等学校	埼玉県立川越初雁高等学校	埼玉県立上尾橘高等学校	埼玉県立浦和東高等学校	埼玉県立宮代高等学校	埼玉県立越谷東高等学校	埼玉県立狭山清陵高等学校	埼玉県立大宮南高等学校																			
全日制				定時制				全日制				定時制				全日制				全日制				全日制				全日制																	
術科	情報技	科	設備シ	機械科	電気科	術科	工業技	信科	情報通	電気科	機械科	術科	工業技	普通科	化学科	電気科	機械科	建築科	ン科	デザイ	術科	舞台芸	術科	映像芸	音楽科	美術科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科						
共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	
四〇	四〇	八〇	八〇		八〇	八〇	八〇		八〇	八〇	八〇			八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇							八〇〇	二八〇	二四〇	三二〇	二四〇	二〇〇	三二〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	三二〇	三二〇
四〇	四〇	八〇	八〇		八〇	八〇	八〇		八〇	八〇	八〇			八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇						八〇〇	二八〇	二四〇	三六〇	二四〇	二〇〇	三六〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	三二〇	三二〇	
四〇	四〇	八〇	八〇		八〇	八〇	八〇		八〇	八〇	八〇			八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇						八〇〇	二八〇	二四〇	三二〇	二四〇	二〇〇	三二〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	二四〇	二八〇	三二〇	三二〇	
一二〇	一二〇	二四〇	二四〇		三二〇	二四〇	二四〇	二四〇					三二〇	一六〇	二四〇	一二〇	二四〇	一二〇	一二〇	一二〇		一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	二、四〇〇	八四〇	七二〇	一、〇〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	七二〇	八四〇	八〇〇	八〇〇	九六〇								

埼玉県立いずみ高等学校		埼玉県立秩父農工科学高等学校											埼玉県立鳩ヶ谷高等学校			埼玉県立久喜北陽高等学校		埼玉県立和光国際高等学校					埼玉県立大宮光陵高等学校																								
全日制		専攻科	定時制	全日制											全日制			全日制					全日制																								
イエン	生物サ	産科	生物生	攻科	テム専	械シス	情報機	普通科	ン科	デザイ	フールド	ン科	デザイ	ライフ	機械科	電気科	械科	電子機	学科	森林科	学科	食品化	農業科	理科	情報処	科	ザイン	園芸デ	普通科	科	総合学	理科	情報処	科	外国語	普通科	書道科	音楽科	美術科	普通科	理科						
共	共		共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共		
四〇	四〇		二〇	四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		八〇		八〇		八〇		二四〇		四〇		四〇		四〇		二〇〇	
四〇	四〇		二〇	四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		一六〇		八〇		八〇		一六〇		四〇		四〇		四〇		二四〇			
四〇	四〇			四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		一六〇		八〇		八〇		一六〇		四〇		四〇		四〇		二〇〇			
				四〇																																											
一二〇	一二〇		四〇	一六〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		一二〇		四〇〇		一六〇		二四〇		五六〇		一二〇		一二〇		一二〇		六四〇			

備考

一 単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

学 校 名	課 程		学 科		生 徒 定 員	
	全日制	通信制	普通科	専攻科	定員	員
埼玉県立大宮中央高等学校	全日制	通信制	普通科	専攻科	二、〇〇〇	〇〇〇
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	定時制	普通科		八〇〇	
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	定時制	総合学科		一、〇〇〇	〇〇〇
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	定時制	普通科		一、〇〇〇	〇〇〇
埼玉県立進修館高等学校	全日制	定時制	普通科		一、二〇〇	〇〇〇
埼玉県立大宮中央高等学校	定時制	通信制	普通科		六、〇〇〇	八〇〇
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	定時制	総合学科		四八〇	
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	定時制	総合学科		九六〇	
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	定時制	総合学科		九六〇	
埼玉県立羽生高等学校	定時制	定時制	普通科		六四〇	
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制		理科	電子機	二四〇	
			食物調	電子機	八〇	
			サイ	電子機	八〇	
			服飾デ	電子機	八〇	
			情報処	電子機	八〇	
			情報科	電子機	八〇	
			流通経	電子機	八〇	
			術科	電子機	八〇	
			情報技	電子機	八〇	
			械科	電子機	八〇	
			電子機	電子機	八〇	
			専攻	専攻	八〇	

埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科		四八〇
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科		四八〇
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科		四八〇
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科		九六〇
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科		七二〇
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科		七二〇
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科		七二〇
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科		七二〇
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	外国語科 普通科		一一〇 九六〇
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	福祉科		二四〇
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科		三六〇
埼玉県立戸田翔陽高等学校	全日制	総合学科		八四〇
埼玉県立朝霞高等学校	定時制	普通科		九六〇
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	普通科	一、	〇〇〇
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	一、	〇〇〇
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	一、	〇〇〇
埼玉県立大宮工業高等学校	定時制	工業技術科		三二〇
埼玉県立川口工業高等学校	定時制	工業技術科		三二〇
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普通科		一六〇
		舞台芸術科		一一〇
		映像芸術科		一一〇
		音楽科		一一〇
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科		一一〇
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	一、	一一〇
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科		六四〇

二 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、国際文化コース、理数コース、体育コース、情報ビジネスコース又は情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学 校 名	埼玉県立大宮光陵高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇

情報コース

学 校 名	埼玉県立日高高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇
学 校 名	埼玉県立上尾橋高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇
学 校 名	埼玉県立本庄北高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇
学 校 名	埼玉県立三郷高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇

国際文化コース

学 校 名	埼玉県立越谷東高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		八〇

理数コース

学 校 名	埼玉県立与野高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		八〇

体育コース

学 校 名	埼玉県立八潮高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇
学 校 名	埼玉県立飯能南高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇
学 校 名	埼玉県立児玉高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				四〇		四〇		四〇		一二〇

情報ビジネスコース

学 校 名	埼玉県立松伏高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇

情報コミュニケーションコース

学 校 名	埼玉県立白岡高等学校	課程	全日制	一年	生徒	二年	生徒	三年	生徒	計
				八〇		八〇		八〇		二四〇

三 保護者の転勤等に伴う転入学及び第十六条第四項にいう入学の生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第六号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

（技能職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

		給 料 表				
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500
	9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300
	17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,400
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800
	22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600
	32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,400
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,400
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,500
	36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,600
	37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,500
	38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,500
	39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,500

	83		261,700	321,700	343,000	383,900
	84		263,400	322,300	343,500	384,500
	85		265,000	322,800	344,000	385,100
	86		266,700	323,300	344,500	385,700
	87		268,400	323,800	345,000	386,300
	88		270,200	324,300	345,500	386,900
	89		272,000	324,800	345,900	387,600
	90		273,800	325,300	346,400	388,200
	91		275,600	325,600	346,900	388,800
	92		277,400	325,900	347,400	389,400
	93		279,200	326,200	347,700	390,100
	94		281,100	326,500	348,200	
	95		283,000	326,800	348,700	
	96		284,900	327,100	349,200	
	97		286,200	327,400	349,500	
	98		287,800	327,700	350,000	
	99		289,300		350,500	
	100		290,800		351,000	
	101		292,300		351,300	
	102		293,600		351,700	
	103		294,900		352,100	
	104		296,200		352,500	
	105		297,500		353,000	
	106		298,500		353,400	
	107		299,400		353,800	
	108		300,300		354,200	
	109		301,200		354,700	
	110		301,900		355,100	
	111		302,600		355,500	
	112		303,300		355,900	
	113		303,800		356,400	
	114		304,400			
	115		305,000			
	116		305,700			
	117		306,400			
再任用 職員		192,200	203,500	214,000	258,400	278,700

	40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,500
	41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,400
	42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,300
	43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,200
	44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,100
	45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,000
	46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,600
	47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,200
	48	183,000	210,900	275,300	309,300	356,800
	49	184,500	212,300	277,100	310,600	358,500
	50	185,700	214,000	278,900	312,200	359,700
	51	187,000	215,700	280,700	313,800	360,900
	52	188,300	217,400	282,500	315,400	362,000
再任用 職員以 外の職 員	53	189,700	218,900	284,200	317,100	363,000
	54	190,800	220,100	285,900	318,700	364,100
	55	192,000	221,300	287,600	320,300	365,100
	56	193,200	222,500	289,200	321,900	366,200
	57	194,400	223,800	290,800	323,400	367,100
	58	195,600	225,400	292,400	324,600	367,800
	59	196,700	227,000	294,000	325,800	368,500
	60	197,800	228,600	295,500	327,000	369,200
	61	198,800	230,300	297,000	328,100	369,800
	62	200,000	231,800	298,300	329,100	370,500
	63	201,200	233,300	299,700	330,000	371,200
	64	202,400	234,800	301,100	331,000	371,900
	65	203,600	236,200	302,500	331,900	372,400
	66	204,900	237,600	303,900	332,700	373,100
	67	206,200	239,000	305,300	333,500	373,800
	68	207,500	240,400	306,700	334,300	374,500
	69	208,800	241,700	308,000	335,200	375,000
	70	210,100	243,100	309,300	335,900	375,700
	71	211,400	244,500	310,400	336,600	376,400
	72	212,700	245,900	311,500	337,300	377,100
	73	213,600	247,300	312,600	337,800	377,600
	74	215,000	248,700	313,600	338,400	378,300
	75	216,300	250,100	314,700	339,000	379,000
	76	217,700	251,500	315,800	339,600	379,700
	77	218,800	252,700	316,900	340,000	380,200
	78		254,000	318,000	340,500	380,800
	79		255,300	318,800	341,000	381,400
	80		256,600	319,600	341,500	382,000
	81		258,300	320,400	342,000	382,700
	82		260,000	321,100	342,500	383,300

（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年埼玉県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十一年十一月一日」を「平成二十二年十一月一日」に改め、「（減額改定対象外職員（附則別表第三の号給欄に掲げる号給である技能職員をいう。）を除く。）」を削り、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

附則別表第三を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 技能職員の給与等に関する規程第五条第一項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第四十二号）附則第四項の規定の適用については、同項第一号中「。」若しくは「とあるのは。」、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）別表第一の適用を受ける技能職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（平成二十二年埼玉県教育委員会訓令第六号）附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年埼玉県教育委員会訓令第六号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される技能職員を除く。）若しくは「とする。」とする。

（補則）

3 この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

職務の級	号 給
1 級	1号給から77号給まで
2 級	1号給から112号給まで
3 級	1号給から61号給まで
4 級	1号給から48号給まで
5 級	1号給から32号給まで

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
秩父市	平成二十一年度	地籍図 四十三枚 一冊	強石第三地区 （大滝の一部）	平成二十二年 十月二十二日

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千四百二十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る倉尾小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

倉尾小学校鳥獣保護区

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千四百二十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る神川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

神川鳥獣保護区

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第千二百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千四百二十号（鳥獣保護区の指定について）に係る川本鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川本鳥獣保護区

二 区域

平成十二年埼玉県告示第千四百二十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

希少鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第千二百六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十二年埼玉県告示第千四百二十一号（鳥獣保護区の指定について）に係る東武動物公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

東武動物公園鳥獣保護区

二 区域

平成十二年埼玉県告示第千四百二十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千三百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川島中央特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

比企郡川島町大字伊草地内における川島町道四千二百号線と一般国道二百五十四号線との交点を起点とし、同地点から同国道に沿って北西へ進み、町道三千三百八十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西へ進み、川島町道千五百五十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西へ進み、川島町道一十二号との交点に至り、同地点から同町道に沿って北へ進み、川島町道千百五十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、川島町道千百五十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北へ進み、川島町道千二百五十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、川島町道千二百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、一般国道二百五十四号線及び川島町道千二百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北へ進み、川島町道二一十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、川島町道千三百四十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北へ進み、主要地方道鴻巣・川島線との交点に至り、同地点から同県道を北へ進み、川島町道二千二十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、川島町道二一十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北へ進み、川島町道二一十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、一級河川市ノ川左岸堤防内法下との交点に至り、同地点から同法下に沿って南東へ進み、一般県道平沼・中老袋線及び一級河川入間川左岸堤防内法下との交点に至り、同地点から同法下に沿って西へ進み、川島町道五千二百十八号線との交点に至り、同地点から同町道を北東へ進み、一般県道平沼・中老袋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って西へ進み、川島町道一八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西へ進み、川島町道二一六号線との交点に至り、同地点から同町道に

沿って南西へ進み、一般県道平沼・中老袋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北へ進み、川島町道四千二百号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西へ進み起点に至る線で囲まれた区域から、平成十五年埼玉県告示第二千百四十号で告示した旧・川島銃猟禁止区域（現・川島特定猟具使用禁止区域（銃）を除く区域。（二千五十六・一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

前小屋・二ツ小屋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

深谷市前小屋及び二ツ小屋の全域（百二十・五ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百六十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域（銃）のうち、北本市及び鴻巣市に係る区域

二 区域

（北本市）北本市と鴻巣市と比企郡吉見町の境界を起点とし、同地点から北本市と鴻巣市の境界に沿って東に進み、北本市道五千十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千四号線との交点に至り、同地点から荒川に向かう管理用道路に沿って南に進み、北本市と比企郡吉見町の境界の交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び北本市と桶川市と比企郡川島町の境界を起点とし、同地点から北本市と比企郡川島町の境界に沿って西に進み、荒川と旧荒川の分岐点との交点に至り、同地点から東に進み、北本市道四千百三十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、北本市道百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市と桶川市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した北本鳥獣保護区を除く区域。

（鴻巣市）鴻巣市と熊谷市と行田市の境界との交点を起点とし、同地点から同境界に沿って北東に進み、一般国道十七号線に至り、同国道を渡り、同境界に沿って東に進み、鴻巣市道吹二百四十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道吹五百六十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道吹五百六十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、新忍川に至り、同川を渡り、同地点から同市道に沿って南東に進み、同地点から同市道に沿って南東に進み、武蔵導水路に至り、同水路を渡り鴻巣市道吹五百六十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、（旧）鴻巣市と（旧）北足立郡吹上町の境界との交点に至り、同地点から同境界を南に進み、（旧）北埼玉郡吹上町と（旧）鴻巣市と行田市の境界との交点に至り、同地点から鴻巣市と行田市の境界に沿って南東に進み、（旧）鴻巣市と（旧）北埼玉郡

川里町と行田市の境界との交点に至り、同地点から（旧）鴻巣市と（旧）北埼玉郡川里町の境界に沿って南東に進み、鴻巣市道川千六十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、鴻巣市道川千五十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、（旧）鴻巣市と（旧）北埼玉郡川里町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、鴻巣市道H百四十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道H百三十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、（旧）鴻巣市と（旧）北埼玉郡川里町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、鴻巣市道H百三十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、西浦用水路との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道I九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道I七十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道I八十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道I四十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道加須鴻巣線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、鴻巣市道J十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道J七十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市道J百五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J八十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道J百十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道笠原菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J八十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、鴻巣市道J百十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市と久喜市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、鴻巣市と久喜市と桶川市の境界との交点に至り、同地点から鴻巣市と桶川市の境界に沿って南西に進み、鴻巣市と桶川市と北本市の境界に沿って西に進み、鴻巣市と北本市の境界と鴻巣市道D百十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進

み、鴻巣市道D十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道D百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市と比企郡吉見町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹上町と比企郡吉見町の境界との交点に至り、同地点から(旧)鴻巣市と(旧)北足立郡吹上町の境界に沿って北に進み、鴻巣市道吹千八十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、鴻巣市道吹千九十三号線の終点との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、同市道と鴻巣市道吹千五十八号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南西に進み、鴻巣市道吹千五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巣市道吹千五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、同市道と荒川を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南西に進み、鴻巣市と熊谷市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市道吹千三十八号線の終点から南へ延長した直線との交点に至り、同地点を北に進み、鴻巣市道吹千三十八号線の終点との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、鴻巣市道吹千三十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、鴻巣市道吹千二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道行田東松山線と鴻巣市道吹千八号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北に進み、鴻巣市道吹千八号線の起点との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、鴻巣市道吹千十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道吹千九十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み同市道の起点に至り、同地点から北に進み鴻巣市と熊谷市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

なお、北足立特定猟具禁止区域(銃)のうち、北本市及び鴻巣市を除く区域については、従前のとおりとする。(計四万五千六百七十八・四ヘクタール)

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川里特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

鴻巣市と行田市の境界と鴻巣市道川二千七号線との交点を起点とし、同地点から同境界に沿って北東に進み、鴻巣市道川二千二百二十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道川二千二百三十二号線に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市道川二千二百三十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道川二千二百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市道川二千二百三十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道川二千二百五十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川二千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、野通川との交点に至り、同地点から同河道に沿って南東に進み、鴻巣市道川百十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市道川二千百三十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道鴻巣羽生線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、鴻巣市道川百七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川二千七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、鴻巣市と行田市の境界と鴻巣市道川千四百十七号線との交点を起点とし、同地点から同境界に沿って北に進み、鴻巣市道川千二百十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道鴻巣羽生線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道川十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川千三十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川千三十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻

巢市道川百二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巢市道川千二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巢市道川九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川千四十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巢市道川千七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巢市道川千七十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巢市道川五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巢市道川千六十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巢市道川千五十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川千百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、鴻巢市と加須市の境界と鴻巢市道川百十二号線との交点を起点とし、同地点から同境界線に沿って南東に進み、鴻巢市道川三千八十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巢市道川三千八十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巢市道川二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巢市境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、県道北根菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千百二十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千六十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同地点から同市道に沿って北西に進み、同地点から同市道に沿って北に進み、鴻巢市道川三千六十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千五十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巢市道川三千五十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千二十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巢市道川三千二十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巢市道川三千四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巢市道川三千五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、

鴻巣市道川二千二百九十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川三千二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川百十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、鴻巣市道川三号線と野通川との交点を起点とし、同地点から同河道に沿って南東に進み、鴻巣市道川三百六十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、四号落掘悪水路との交点に至り、同地点から同水路に沿って北西に進み、鴻巣市道川三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川二千三百四十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川三千百八十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、野通川との交点に至り、同地点から同河道に沿って北に進み、鴻巣市道川二千三百五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川二千三百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道川三千百八十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川三千百三十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巣市道川三千百三十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道川三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(八百四十五ヘクタール)

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千三百六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

久喜・幸手特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市久喜東四丁目地内において、久喜市と南埼玉郡宮代町の境界と久喜市道久喜二百四十二号線との交点を起点とし、同地点から久喜市と南埼玉郡宮代町の境界に沿って南東に進み、久喜市と南埼玉郡宮代町と南埼玉郡白岡町の境界に至り、同地点から久喜市と南埼玉郡白岡町の境界に沿って北西に進み、久喜市除堀と久喜市菖蒲町河原井と南埼玉郡白岡町の境界に至り、同地点から久喜市除堀と久喜市菖蒲町河原井の境界に沿って北西に進み、久喜市除堀と久喜市菖蒲町河原井と久喜市菖蒲町台の境界に至り、同地点から久喜市菖蒲町台の境界に沿って北西に進み、一級河川庄兵衛堀川との交点に至り、同河川に沿って南東に進み、久喜市道久喜二百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、県道下早見・菖蒲線との交点に至り、同地点を直進し、久喜市道久喜三千五十一号線を経て久喜市道久喜三千四十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道久喜三千三百六十五号線を経て一級河川備前堀川との交点に至り、同河川に沿って北西に進み、久喜市道久喜千二百一十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道久喜千二百一十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道久喜千二百五十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川備前堀川との交点に至り、同河川に沿って北東に沿って進み、久喜市道久喜千四百五十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道久喜千四百五十三号線・久喜市道久喜千四百五十二号線・久喜市道久喜千二十七号線を経て、久喜市道久喜二十二号線に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川備前堀川との交点に至り、同河川に沿って南東に進み、久喜市道久喜九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町三箇と久喜市菖蒲町台との境界に至り、同地点から久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町三箇の境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根

と久喜市菖蒲町三箇と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に至り、同地点から久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲と加須市の境界に至り、同地点から久喜市と加須市との境界に沿って北西に進み、久喜市六万部と久喜市中妻と加須市の境界に至り、同地点から久喜市六万部と久喜市中妻の境界に沿って南東に進み、久喜市上清久と久喜市中妻の境界、久喜市下清久と久喜市久本寺の境界を経て久喜市下清久と久喜市久本寺と久喜市上早見との境界に至り、同地点から久喜市上早見と久喜市久本寺との境界に沿って東に進み、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜新と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市野久喜と久喜市上内との境界、久喜市古久喜と久喜市上内との境界を経て、一級河川青毛堀川との交点に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、東大鏡橋に至り、同地点から久喜市野久喜と久喜市鷲宮との境界に沿って北東に進み、久喜市古久喜と久喜市鷲宮との境界を経て、久喜市古久喜と久喜市鷲宮と久喜市西大輪との境界に至り、同地点から久喜市古久喜と久喜市西大輪との境界に沿って南東に進み、久喜市野久喜及び古久喜と久喜市西大輪との境界、久喜市野久喜と久喜市西大輪との境界、久喜市青毛と久喜市西大輪との境界を経て、葛西用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北東に進み、幸手市中五丁目において幸手市道三百九十一号線に沿って東に進み、幸手市道三百八十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、幸手市道三百九十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、幸手市道四百三十三号線を経て、幸手市道三百五十七号線との接点に至り、同地点から西に進み、幸手市道二百八十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、さらに同市道に沿って北に進み、幸手市道七百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、幸手市道七百四十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市道七百三十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道七百十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市と北葛飾郡鷲宮町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、幸手市香日向三丁目の千塚西公園に沿って東に進み、幸手市道七百七十三号線を経て東に進み、幸手市道二一一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道七百六十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道七百七十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道七百六十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道加須幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、幸手市と北葛飾郡鷲宮町

の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、さらに同境界に沿って北東に進み、幸手市道二一四号線、幸手市道二百八号線、幸手市道百七号線、幸手市道百六号線及び幸手市道百五号線を経て、幸手市道千五十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千五十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千八百六十六号線を経て幸手市道千七十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道千八十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道千七十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道千七十六号線を経て権現堂川用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北西に進み、幸手市道千八十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、幸手市道千九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道一一十二号線との交点に至り、同市道に沿って南に進み、幸手市道千六百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千六百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道千六百五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、幸手市道千八百九十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般県道並塚幸手線との交点に至り、同県道に沿って南東に進み、幸手市道千九百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、幸手市道千二百五十五号線、千二百五十三号線との交点を経て幸手市道千二百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千二百三十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、幸手市道千二百三十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千二百二十三号線との交点に至り、同市道に沿って北に進み、一般県道並塚幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、幸手市道千二百号線との交点に至り、同市道に沿って南西に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、幸手市道五百七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道五百七十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道五百八十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市道一一六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道五百八十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って

て西に進み、幸手市道六百二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道五百九十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、南側用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って南に進み、幸手市上高野地内において、久喜市と幸手市の境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、幸手市、久喜市及び北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から幸手市と北葛飾郡杉戸町の境界を南東に進み、主要地方道岩槻幸手線との接点に至り、同地点から同地方道を南に進み、南埼玉郡宮代町と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、宮代町道千三百九十七号線との交点に至り、同町道に沿って北西に進み、宮代町道千三百九十六号線との交点に至り、同町道に沿って南西に進み、宮代町道六百六十九号線を経て宮代町道六百七十六号線との交点に至り、同町道に沿って西に進み、宮代町道七十号線に入り、同町道に沿って北西に進み、宮代町道六百五十五号線に入り、同町道に沿って北西に進み、久喜市と南埼玉郡宮代町の境界の交点に至り、同境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域（三千百二十一・一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

東部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

春日部市牛島地内において、一般国道十六号と一級河川中川との交点を起点とし、同地点から同川に沿って南に進み、春日部市と北葛飾郡松伏町との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、春日部市と北葛飾郡松伏町と越谷市との境界に至り、同地点から北葛飾郡松伏町と越谷市との境界に沿って東に進み、主要地方道越谷野田線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南西に進み、主要地方道葛飾吉川松伏線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南東に進み、一級河川中川との交点に至り、同地点から同川に沿って南に進み、越谷市と北葛飾郡松伏町と吉川市との境界に至り、同地点から越谷市と吉川市との境界に沿って南に進み、越谷市と草加市と吉川市との境界に至り、同地点から越谷市と草加市との境界に沿って西に進み、東武鉄道伊勢崎線との交点及び一般国道四号との交点を経て、越谷市と草加市と川口市との境界に至り、同地点から越谷市と川口市との境界に沿って北西に進み、JR武蔵野線との交点を経て越谷市と川口市とさいたま市との境界に至り、同地点からさいたま市と川口市との境界に沿って北西に進み、さいたま市岩槻区と同市緑区との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一般国道百二十二号線との交点及び東北自動車道との交点を経て、さいたま市岩槻区と同市見沼区との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一般国道十六号線との交点及び東武鉄道野田線との交点を経て、一級河川綾瀬川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、さいたま市と蓮田市との境界に至り、同地点からさいたま市岩槻区と蓮田市との境界に沿って北に進み、一般国道百二十二号線との交点を経て、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って南東に進み、さいたま市道二千二百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道二千二百七十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、さいたま市道二千二百七十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川元荒川との交点に至り、同地点から同川に沿って東に進み、蓮田

市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、さいたま市道千三百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、さいたま市道千百三十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、さいたま市道千十一号線、同市道千十号線を経てさいたま市と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点を同境界に沿って東に進み、主要地方道岩槻幸手線に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、白岡町道第百四号との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、白岡町道第二百十三号との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道第九千四百四十二号との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、南埼玉郡宮代町と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、宮代町道三百七十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、宮代町道四百十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、宮代町道四百九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道五十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、宮代町道千三百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、笠原沼落との交点に至り、同地点から同川に沿って南東に進み、一級河川姫宮落川との交点に至り、同地点から同川に沿って南東に進み、東武鉄道伊勢崎線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って北に進み、宮代町道百四十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、中須用水に至り、同地点から同用水に沿ってさらに東に進み、宮代町道百七十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道百四十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、一級河川大落古利根川との交点に至り、同地点から同川に沿って南に進み、春日部市と宮代町と北葛飾郡杉戸町との境界に至り、同地点から春日部市と杉戸町の境界に沿って東へ進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、杉戸町道一―百九十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、一般県道惣新田春日部線との交点に至り、同地点から杉戸町道千八百八十一号線に沿って南に進み、春日部市と杉戸町の境界の交点に至り、同地点から同境界にそって東に進み、一級河川中川との交点に至り、同地点から同川に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域（一万五千四百九十九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

白岡特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

南埼玉郡白岡町と蓮田市との境界と一般国道百二十二号との交点（新根金橋）を起点とし、同地点から同境界に沿って南西へ進み、さらに北西へ進み、白岡町道第千五百五十九号線との交点（常福寺橋）に至り、同地点から同町道に沿って北へ進み、白岡町道第百一十一号線との交点に至り、同地点から同町道を南東へ進み、白岡町道第千二百三十一号線との交点に至り、同地点から同町道を東へ進み、白岡町道第百十七号線との交点に至り、同地点から同町道を南東へ進み、白岡町道第千二百三十号線との交点に至り、同地点から同道を北東へ進み、白岡町道第千二百六十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東へ進み、白岡町道第百十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東へ進み、一般国道百二十二号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南へ進み、起点に至る線で囲まれた区域（三十三・六ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

白岡第二特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

南埼玉郡白岡町大字寺塚地内において、東北自動車道と主要県道春日部菖蒲線との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って南東に進み、白岡町道七千五百五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道七千二百二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道七千二百十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道七千二百二十号線及び白岡町道七千二百三十一号線を経由して一級河川姫宮落川との交点に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、主要地方道さいたま幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、南埼玉郡白岡町とさいたま市との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西へ進み、南埼玉郡白岡町とさいたま市と蓮田市との境界との交点に至り、同地点から南埼玉郡白岡町と蓮田市との境界に沿って南西へ進み、白岡町道八千二百二十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道百二十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、白岡町道八千八百八十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道二百二十六号線との交点に至り、同地点で接する白岡町道八千三百三十一号線に沿って北に進み、白岡町道二百二十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、白岡町道二百二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（三百二十四・一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

杉戸・宮代特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

南埼玉郡宮代町と久喜市との境界線と東武伊勢崎線との交点を起点とし、同地点から宮代町と久喜市との境界に沿って北に進み、宮代町道六百五十五号線との交点に至り、同町道に沿って南東に進み、宮代町道七十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道六百七十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、宮代町道六百六十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道千三百九十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、宮代町道千三百九十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、南埼玉郡宮代町と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、一級河川大落古利根川に至り、同地点から宮代町と杉戸町の境界に沿って南東に進み、宮代町百間六丁目六百九番地先で宮代町道百四十八号線を北東に延伸した直線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、宮代町道百七十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、中須用水との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、宮代町道百四十二号線に至り、さらに西に進み、東武鉄道伊勢崎線との接点に至り、同地点から同川に沿って北西に進み、一級河川姫宮落川との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、笠原沼落との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、宮代町道千三百五十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、宮代町道四百十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、宮代町道三百七十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、宮代町道九百六十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、東武動物公園に沿ってさらに北に進み、笠原沼落に至り、同地点から同落に沿って東に進み、宮代町道千四百九十六号線との交点

に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、宮代町道五十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、東武動物公園に沿って北西に進み、宮代町道千四百七十六号線に至り、同町道に沿って南西に進み、南埼玉郡宮代町と南埼玉郡白岡町の境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、宮代町と久喜市の境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び北葛飾郡杉戸町、幸手市及び久喜市の境界を起点とし、同地点から杉戸町と幸手市との境界に沿って南東に進み、杉戸町大字大島地内において矢落堀との交点に至り、同地点から同堀を南西に進み、杉戸町道 一 号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、杉戸町道 一 二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、杉戸町道 一 四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、杉戸町道 一 一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、杉戸町道 一 七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、杉戸町道 一 七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、杉戸町道三百六十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、杉戸町道 一 七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、杉戸町道三百六十号線と一級河川倉松川に至り、同地点から同川に沿って南東に進み、杉戸町と春日部市との境界に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、杉戸町道千八百一十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、一般国道惣新田春日部線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み、杉戸町道千九百九十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、一般国道四号に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、杉戸町と春日部市との境界に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、杉戸町と春日部市との境界に沿って西に進み、更に北に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び杉戸町宮前地内において、杉戸町道 一 十九号線と杉戸町道二千六十九号線との交点を起点とし、同地点から杉戸町道 一 十九号線に沿って南東に進み、杉戸町道 一 十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、杉戸町道二千十四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、杉戸町道 一 十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、杉戸町道二千二百三十一号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、杉戸町道二千六十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(二千五百五十八・八ヘクタール)

平成二十二年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

下栢間・柴山枝郷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菑蒲町下栢間地内において、主要地方道川越・栗橋線と栢間赤堀との交点（赤堀橋）を起点とし、同地点から栢間赤堀に沿って北西に進み、同川と久喜市道菑蒲二千四百五十号線との交点（畑中橋）に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菑蒲二千四百五十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菑蒲二千四百五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菑蒲二千四百六十六号線との接点に至り、同地点か同市道に沿って北に進み、久喜市道菑蒲二千四百四十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菑蒲二千三百九十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菑蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、主要地方道川越・栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、久喜市道菑蒲二千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菑蒲七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市菑蒲町小林との境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市道菑蒲二千四百十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菑蒲二千四百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菑蒲二十一号線の交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菑蒲二千六百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東から東に進み、久喜市道菑蒲二千四百七十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菑蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菑蒲二千六百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、蓮田市との境界及び桶川市との境界を経て、主要地方道川越・

栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(二百七十九・六ヘクタール)

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

加須特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

加須市不動岡地内において、一般国道百二十五号バイパスと一般県道三田ヶ谷礼羽線との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って北東に進み、一級河川午の堀川との交点に至り、同地点を同川に沿って南東に進み、東北自動車道との交点を経てさらに東に進み、加須市道四千四百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市道四千四百四十二号線との接点を経て同市道を更に東に進み、加須市道四千四百四十一号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、加須市道四千四百三十一号線との接点を経て同市道を更に北に進み、一級河川手子堀川との接点に至り、同地点から同川に沿って南東に進み、一級河川中川との交点に至り、同地点から同川に沿って南に進み、市道第百三号線との接点に至り、同市道に沿って南に進み、一般国道百二十五号との接点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、一般県道北中曾根北大桑線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って南に進み、加須市道五千九十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市道五千百十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市道六千五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般県道加須菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、花崎用水との交点に至り、同用水に沿って南西に進み、北青毛堀との交点に至り、同堀に沿って北西に進み、主要地方道加須鴻巣線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、加須市道八千三十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道八千二十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道八千二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道礼羽騎西線との接点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、加須市道九千百七十六号線との接点に至り、同地点から同市道

に沿って北西に進み、加須市道九千八百八十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、加須市道九千八百八十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道九千八百八十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、加須市道九千九百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道九千二百二十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一般国道百二十五号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、加須市道九千二百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道九千二百二十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市と羽生市との行政界に至り、同行政界を北東に進み、一般国道百二十五号バイパスとの交点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた区域及び、加須市新井新田地内において、一般国道百二十五号と市道第四千二百一十号線との接点を起点とし、同地点から国道に沿って東に進み、久喜市との行政界を南に進み、行政界を経て、一般県道加須幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み加須市道五千五百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道五千四百八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道五千二百十五号線との接点に至り、同市道から東に進み、加須市道五千四百九十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道五千四百九十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道五千五百号線を経て加須市道五千三百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道五千三百九十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道五千五百四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道百二十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、市道第四千二百一十号線との接点を経て、同市道を更に北に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(千九百六十・八ヘクタール)

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

都幾川中央特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百七十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

越生特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十年埼玉県告示第千三百八十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

腰越特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十五年埼玉県告示千六百二十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

森林公園ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百七十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

都幾川越瀬橋下流特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千四百二十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

県民の森特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十五年埼玉県告示第千六百二十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百七十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

金尾山・風布特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千四百三十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百八十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

美の山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十五年埼玉県告示第千五百七十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

浦山ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千四百二十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百八十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

熊谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千二十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百八十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

榛沢特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十五年埼玉県告示第千三百三十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

井沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二年埼玉県告示第千二百九十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

権現堂特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千四百二十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千三百八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒川指定猟法禁止区域

二 区域

深谷市田中宇西台地内において、秩父鉄道と深谷市道川A 二百十九号線との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道百四十号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、主要地方道深谷嵐山線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って南西に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、寄居町道二百十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千八十一号線の延長線に至り、同地点から南に進み、寄居町道四千八十二号線との交点を経て、同地点から寄居町道四千八十一号線に沿って南に進み、寄居町道四千八十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道百十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千二十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千五十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って西に進み、一級河川塩沢川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、一級河川荒川右岸との合流点に至り、同地点から一級河川塩沢川の延長線に沿って北東に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、深谷市道花幹九号線の終点からの延長線との接点に至り、同地点から同延長線に沿って北に進み、深谷市道花幹九号線の終点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、深谷市道花支二 三百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二 三百五十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二 三百五十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市道花幹六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸管理用道路との

接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って東に進み、深谷市道花支三
四百六十号線の終点との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、
深谷市道花支三 四百六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿っ
て北東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左
岸河川境界に沿って北西に進み、深谷市道花支三 二百六十五号線との接点
に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、深谷市道花支三 二百六十
四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花
支三 二百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進
み、深谷市道花支三 三百七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に
沿って北東に進み、深谷市道花支三 三百七十号線との接点に至り、同地点
から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、
同地点から同左岸河川境界に沿って東に進み、大里郡花園町（旧）と同郡川
本町（旧）の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、秩
父鉄道との交点に至り、同地点から秩父鉄道に沿って東に進み、起点に至る
線で囲まれた区域及び、熊谷市久下地内において、一般県道青山熊谷線（旧）
と一級河川荒川左岸河川境界との交点を起点とし、同地点から同左岸河川境
界に沿って南東に進み、熊谷市と鴻巣市の境界と一級河川荒川左岸堤防上の
管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南に進み、鴻
巣市道吹千九十二号線の終点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻
巣市道吹千十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、
鴻巣市道吹千八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、
同市道の起点に至り、同地点から鴻巣市道吹千八号線と県道行田東松山線を
結ぶ管理用道路に沿って南に進み、鴻巣市道吹千二十一号線との交点に至り、
同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道吹千三十六号線との交点に
至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道吹千三十八号線との交
点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道の終点に至り、同地
点から南に延長した直線に沿って進み、鴻巣市と比企郡吉見町の境界との交
点に至り、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って西に進み、鴻
巣市と比企郡吉見町と熊谷市との境界と熊谷市道大里九百九十九号線との交
点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里九号線との
接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川荒川左岸堤防
上の管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進
み、熊谷市道大里千一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西
に進み、熊谷市道大里七百一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿っ

て北西に進み、熊谷市道大里六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道青山熊谷線（旧）との接点に至り、同地点から同県道に沿って北西のち北に進み、熊谷市（旧）と大里郡大里町（旧）との境界付近に位置する一級河川荒川右岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、一般県道青山熊谷線（新）との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、一級河川荒川左岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、一般県道青山熊谷線（旧）との接点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、北足立郡吹上町（旧）と鴻巣市（旧）と比企郡吉見町との境界を起点として、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、荒川と鴻巣市道吹千五十五号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路を北東に進み、鴻巣市道吹千五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道吹千五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、同市道と鴻巣市道吹千九十三号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、鴻巣市道吹千九十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道吹千八十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北足立郡吹上町（旧）と鴻巣市（旧）との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字山ヶ谷戸地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北西に進み、川島町道二千三百七十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、同町道を北東に延長した直線と比企郡川島町と比企郡吉見町との境界との交点に至り、同境界に沿って東に進み、川島町道二千三百四十八号線との交点に至り、同町道に沿って北に進み、吉見町道五千四百三十五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千二百十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、吉見町道五千百三十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線に隣接した一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北西に進み、主要地方道東松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣

市道D百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市と北本市との境界と北本市道五千十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千四号線との交点に至り、同地点から荒川に向かう管理用道路に沿って南に進み、北本市と比企郡吉見町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、一級河川荒川右岸堤防との交点に至り、同地点から同右岸堤防に沿って南に進み、北本市と比企郡川島町との境界と北本市道四千百三十四号線を西へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って東に進み、北本市道四千百三十四号線に入り、同地点から同市道に沿って東に進み、北本市道百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市と桶川市との境界と桶川市道六十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、主要地方道さいたま鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南東に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字出丸中郷地内における川島町道五千六百七十三号線と一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北に進み、川島町道十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、桶川市と川島町の境界と桶川市道十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川荒川河道に至り、同地点から同河道に沿って南に進み、川島町道五千六百七十三号線を東へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って西に進み、川島町道五千六百七十三号線に入り、同町道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域（二千二百二十六・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

告示

埼玉県告示第千三百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS鴻巣

鴻巣市北新宿二百七

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設四 午前五時から午前七時四十五分

荷さばき施設五 午前〇時十五分から午前七時四十五分

（変更後）荷さばき施設四 午前五時から午前九時三十分

荷さばき施設五 午前〇時十五分から午前九時三十分

八 変更年月日

平成二十二年九月十七日

二 届出年月日

平成二十二年九月十六日

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 鴻巣

鴻巣市北新宿二百七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野清巳

川越市脇田本町一番地五 外未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野清巳

川越市脇田本町一番地五 外十一社

ハ 変更年月日

平成二十二年九月十七日

ニ 届出年月日

平成二十二年十月一日

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン三郷中央

三郷市谷中二百六十八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 青木等

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 喜多川憲一

ハ 変更年月日

平成二十二年九月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年九月二十九日

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十三年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路三・四・三十八号杉戸幸手栗橋線及び三・四・三十九号西口停車場線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・三十八号杉戸幸手栗橋線）

イ 追加する土地の区域

幸手市南三丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

幸手市南三丁目の一部

（三・四・三十九号西口停車場線）

イ 追加する土地の区域

幸手市南三丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

幸手市南三丁目の一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市整備・駅辺開発課、杉戸町都市施設整備課

四 縦覧期間

平成二十二年十月二十六日から平成二十二年十一月九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) ISO27001及びプライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を取得している者であること。
- (6) 本件業務と同様のシステム運用業務の実績を有する者であること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 高校教育指導課 県立学校IT推進担当 米村、山本 電話 048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月9日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月8日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月9日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成22年12月9日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年11月26日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年11月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受
注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Consignment of the management services in regard to the Computer
Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau and
Prefectural Schools.

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding: 10:30 a.m., December 9, 2010.

By registered mail: 5:00 p.m., December 8, 2010.

In person: 10:00 a.m., December 9, 2010.

(3) Contact Information:

High School Education Management Division , Prefectural School
Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,
Tel. 048-830-6625

告 示

埼玉県春日部県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県春日部県税事務所長 山 岡 篤

氏名又は名称	埼玉日石株式会社
代表者の氏名	代表取締役 大木 一也
主たる事務所又は 事業所の所在地	埼玉県八潮市八潮八丁目四番地八
指定取消年月日	平成二十二年八月三十一日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市御前橋一丁目一二九五番四地先 から同市大字蓮田字弥佐洲二〇九四番 一〇地先まで		区 間
一四・〇〇ゝ 一八・八〇	一〇・九〇ゝ 一五・三〇	敷地の幅員 (メートル)
三三二・八〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎英治

蓮田鴻巣線	路線名
蓮田市御前橋一丁目一二九五番四 地先から同市大字蓮田字弥佐渕二 〇九四番一〇地先まで	供用開始の区間
平成二十二年十月二十六日	供用開始の期日
延長三二・八〇メートル	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年九月十五日

指令越建セ第二二〇〇三九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十月二十日

越建セ第二五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原一三七―七四、一三七―七五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字宮前一三七―七四

海藤 正清

告 示

埼玉県病院事業告示第二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動免疫測定装置賃貸借及び自動免疫測定装置用検査試薬の調達
数量は仕様書のとおり。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

ア 自動免疫測定装置賃貸借 平成 23 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

イ 自動免疫測定装置用検査試薬調達 平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の販売」及び「物品の賃貸」の両方について A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 過去2年間に200床以上の病院に検査試薬を納品した実績を有し、検査試薬の納品や機器の修繕等を速やかに行える者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田
電話048-822-1748（直通） ファクシミリ048-822-1754

(2) 仕様に関する問い合わせ先

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分

〒360-0105 埼玉県熊谷市板井 1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部長 丸山

電話 048-536-9900 ファクシミリ 048-536-9920

イ 埼玉県立がんセンター分

〒362-0806 埼玉県伊奈町小室 818

埼玉県立がんセンター 検査技術部長 長谷川

電話 048-722-1111 ファクシミリ 048-722-1129

ウ 埼玉県立小児医療センター分

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター 検査技術部長 飯田

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月7日（火）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月6日（月）午後5時まで（必着）

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成22年12月7日（火）午後2時15分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札説明書に示す入札保証金の対象範囲に対して見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額又は調達見込金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年11月22日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年11月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Clinical Chemical Analysis Systems and Reagents

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., December 7, 2010 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 6, 2010)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

告 示

埼玉県病院事業告示第二十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年十月二十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動細胞解析分取システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年3月25日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に輸入され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に輸入し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048-822-1748(直通) ファクシミリ048-822-1754

(2) 仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818

埼玉県立がんセンター用度担当 関口

電話048-722-1111 ファクシミリ048-722-1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月7日(火)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年12月6日(月)午後5時まで(必着)

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成22年12月7日(火)午前11時15分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉

県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年11月22日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年11月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Automatic cell sorting system

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., December 7, 2010 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., December 6, 2010)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748